

第55回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2019年4月1日から2020年3月31日)

株式会社 SANKYO

(登記社名 株式会社三共)

連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第19条の規定に基づき、インターネット上のウェブサイト

(アドレス <https://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/ir/meeting.html>)
に記載することにより株主の皆様に提供しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 4社

連結子会社は、株式会社三共エクセル、株式会社ビスティ、インターナショナル・カード・システム株式会社、株式会社ジェイビーであります。

なお、当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社三共クリエイトは、清算終了したため、連結の範囲から除外しています。

② 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

主要な非連結子会社は、三共運送株式会社であります。

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数 0社

② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称及び持分法を適用しない理由

主要な会社等の名称は、三共運送株式会社であります。

持分法非適用会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ii たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料

主として総平均法

仕掛品・貯蔵品

個別原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

i 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

ii 無形固定資産

定額法によっております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

i 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個々の債権について回収不能見込額を計上しております。

ii 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

iii 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当連結会計年度末において翌連結会計年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

i 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

ii 完成工事高の計上基準

工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合(工期がごく短期間のもの等を除く)

工事進行基準によっております。

上記の要件を満たさない場合

工事完成基準によっております。

決算日における工事進捗率の見積方法

工事進行基準における原価比例法

iii のれんの償却方法及び償却期間

7年間～8年間の均等償却を行っております。

iv 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 27,977百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 69,597,500株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	6,088	75	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	4,587	75	2019年9月30日	2019年12月2日
計		10,675			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の 種 類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,587	75	2020年3月31日	2020年6月29日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 516,900株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金には、顧客の信用リスクが存在しております。当該リスクに関しては債権管理規程に従い、与信管理を行うとともに取引先ごとの財政状態を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクが存在しておりますが、すべての有価証券及び投資有価証券について定期的に時価の把握を行っております。なお、その他有価証券については主に業務上の関係を有する企業の株式であり、債券については一時的な余資運用の債券であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は一年以内の支払期日であります。また、これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクが存在しますが、当社グループでは、各社が毎月資金繰計画を策定し、そのリスクを回避しております。

1年内償還予定の新株予約権付社債は、自己株式取得に係る資金調達であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注2)をご参照ください。）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	122,847	122,847	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,743		
貸倒引当金	△1		
	16,742	16,625	△116
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	109,999	110,001	1
その他有価証券	22,166	22,166	—
資 産 計	271,755	271,640	△115
(4) 支払手形及び買掛金	13,789	13,789	—
(5) 電子記録債務	7,637	7,637	—
(6) 1年内償還予定の 新株予約権付社債	20,006	19,800	△206
負 債 計	41,433	41,226	△206

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 1年内償還予定の新株予約権付社債

1年内償還予定の新株予約権付社債の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 非上場株式(868百万円)は、市場価格が無く、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどが出来ず時価を把握することが極めて困難であるため「(3) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,380.33円
1株当たり当期純利益	183.43円

7. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
群馬県桐生市	遊休資産	土地	81百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業ごとに、遊休資産については個別物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

桐生境野工場の資産については、当連結会計年度において市場価額が下落したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地は路線価を基に算定しております。

(2) 企業結合等に関する注記

連結子会社であった株式会社三共クリエイトの新設分割及び事業譲渡について

当社は、2019年8月6日開催の取締役会において、当社連結子会社であった株式会社三共クリエイトが運営するゴルフ場運営事業を新設分割により株式会社吉井カントリークラブに承継するとともに、株式会社三共クリエイトが運営する不動産賃貸事業の一部を新設分割により株式会社マーフ2に承継し、分割会社である株式会社三共クリエイトに割り当てられた株式会社吉井カントリークラブ及び株式会社マーフ2の全株式を剰余金の配当として当社が交付を受けたうえで、当該新設会社2社の全株式を株式会社マーフコーポレーションへ譲渡する旨の基本合意書の締結を決議いたしました。

また、当社と株式会社マーフコーポレーションとの間で協議及び交渉を行った結果、2019年9月27日開催の取締役会において、会社分割及び株式譲渡の日程を2019年10月1日から2019年11月1日に変更する旨を決議し、2019年11月1日に会社分割及び株式譲渡を実施いたしました。

① 共通支配下の取引等

イ 取引の概要

i 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：連結子会社であった株式会社三共クリエイトのゴルフ場運営事業、不動産賃貸事業の一部

事業の内容：ゴルフ場の運営、不動産の賃貸及び管理

ii 会社分割日

2019年11月1日

iii 会社分割の法的形式

株式会社三共クリエイトを分割会社とし、新設会社2社を承継会社とする新設分割

iv 分割後企業の名称

株式会社吉井カントリークラブ（ゴルフ場運営事業）

株式会社マーフ2（不動産賃貸事業の一部）

v その他取引の概要に関する事項

本新設分割は、事業分離を目的として実施したものであります。

ロ 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

② 事業分離

イ 事業分離の概要

i 分離先企業の名称

株式会社マーフコーポレーション

(株式会社マーフコーポレーションは当社の主要株主であり、関連当事者に該当いたします。)

ii 分離した事業内容

ゴルフ場運営事業 (株式会社吉井カントリークラブ)

不動産賃貸事業の一部 (株式会社マーフ 2)

iii 事業分離を行った主な理由

当社グループは、成長性の維持と収益性の向上を実現するため、規制環境等の変化への迅速な対応、及び収益力強化に向けた取り組みの 2 点を対処すべき課題として、経営資源を遊技機関連事業に集中投入する中長期の経営戦略を掲げ、各施策を検討・実施してまいりました。このような状況のもと、当社は、当該経営戦略を更に推進すべく、株式会社三共クリエイトが運営するゴルフ場運営事業及び不動産賃貸事業の一部を譲渡することを決定いたしました。

iv 事業分離日

2019年11月 1 日

v 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

ロ 実施した会計処理の概要

i 移転損益の金額

株式会社吉井カントリークラブ	関係会社株式売却損	217百万円
株式会社マーフ 2	関係会社株式売却益	3,558百万円

ii 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

株式会社吉井カントリークラブ

流動資産	323百万円
固定資産	5,130百万円
資産合計	5,453百万円
流動負債	32百万円
固定負債	17百万円
負債合計	49百万円

株式会社マーフ2

流動資産	583百万円
固定資産	7,431百万円
資産合計	8,014百万円
流動負債	66百万円
固定負債	540百万円
負債合計	606百万円

iii 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額・諸費用と売却額の差額を「関係会社株式売却益」及び「関係会社株式売却損」として特別損益に計上しております。

ハ 分離した事業が含まれていた報告セグメント

株式会社吉井カントリークラブ	その他
株式会社マーフ2	パチンコ機関連事業、 パチスロ機関連事業、その他

ニ 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る
損益の概算額

株式会社吉井カントリークラブ

	累計期間
売上高	92百万円
営業損失	268百万円

株式会社マーフ2

	累計期間
売上高	94百万円
営業損失	143百万円

ホ 継続的関与の概要

当社は、株式会社吉井カントリークラブと「株主優待券の使用に関する契約」、株式会社マーフ2と「建物賃貸借契約」を締結しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料

総平均法

仕掛品・貯蔵品

個別原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個々の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

④ 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当事業年度末において翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合(工期がごく短期間のもの等を除く)

工事進行基準によっております。

上記の要件を満たさない場合

工事完成基準によっております。

決算日における工事進捗率の見積方法

工事進行基準における原価比例法

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 22,117百万円

(2) 保証債務

当社は連結子会社である株式会社ジェイビーからパーラーへの遊技機販売を代行する際に、その遊技機代金について保証を行っております。

取引先96件 179百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 13,893百万円

長期金銭債権 157百万円

短期金銭債務 5,216百万円

長期金銭債務 283百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 20,053百万円

仕入高 5,269百万円

その他の営業取引高 5,115百万円

営業取引以外の取引高 974百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 8,427,105株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、税務上の繰越欠損金、減価償却費超過額、退職給付引当金の否認額等であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高
子会社	(株)ビスティ	遊技機の製造 販売	所有 直接 100%	遊技機・部品 等の販売	遊技機・部品 等の販売 (注1)	19,166	売掛金	11,415
	(株)三共エクセル	合成樹脂製品、 電子部品の製 造販売	所有 直接 100%	当社製品に関 する一部材料 の納入	材料等の仕入 (注2)	3,199	買掛金 電子記録債務	1,405 1,530

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 遊技機・部品等の販売価格については、製品の市場販売価格等を勘案して価格交渉の上、決定しております。
- (注2) 材料等の仕入価格については、他の仕入先との取引価格を勘案してその都度交渉の上、決定しております。
- (注3) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

（単位：百万円）

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注7)	科目	期末残高
役員及びその親 が議決権の過半 を所有している 会社（当該社会 子会社を含む）	(株) マーフコー ポーション (注1)	東京都港区	90	有価証券の 保有及び 運用業務	(被所有) 直接 13.67%	主要株主 役員の兼任 2名	自己株式 の取得 (注2)	68,520	—	—
							関係会社 株式の売却 (注3)			
							(株)吉井カ ントリー クラブ			
							売却価額	5,241	—	—
							売却損	547	—	—
							(株)マーフ2			
							売却価額	11,890	—	—
							売却益	3,106	—	—
	(株)マーフ2 (注4)	東京都港区	1	不動産の 賃貸及び 管理	—	建物の賃借 役員の兼任 1名	賃借料の 支払 (注5)	232	前払費用 敷金保証金	51 446
	(株)吉井カ ントリーク ラブ (注4)	群馬県高 崎市	1	ゴルフ場 の運営	—	株主優待券 の使用提携 役員の兼任 1名	株主優待 券の使用に 係る負担 (注6)	51	未払金	10

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）当社代表取締役会長CEO毒島秀行が議決権の100%を直接所有しております。

（注2）自己株式の取得については、2019年8月6日開催の取締役会決議に基づき、公開買付けの方法により、当社普通株式20,000,000株を1株当たり3,426円で取得しております。

なお、1株当たりの買付価格は、当該取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値に対して、一定のディスカウント率を乗じて決定しております。

（注3）関係会社株式の売却価額については、(株)吉井カントリークラブは株式鑑定書、(株)マーフ2は株式鑑定書及び不動産鑑定書を基に双方協議の上、決定しております。

- (注4) 当社代表取締役会長ＣＥＯ毒島秀行が議決権の100％を間接所有しております。
- (注5) 賃借料の支払については、近隣の取引実勢等に基づいて、賃借料金額を決定しております。
- (注6) 株主優待券の使用に係る負担については、当社の株主優待制度の取り決めに基づき決定しております。
- (注7) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,113.10円
1株当たり当期純利益	116.35円